



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 25 年 6 月 26 日

大分県知事 殿

提出者

住所 大分市長浜町3-15-7  
氏名 西日本電信電話株式会社大分支店  
支店長 秋山 順一郎  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号097-513-4701

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西日本電信電話株式会社 大分支店
事業場の所在地	大分市長浜町 3-15-7
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電気通信業
②事業の規模	大分県内(一部市町村を除く)における電気通信業
③従業員数	408名(平成25年4月1日現在、正社員のみ)
④産業廃棄物の一連の処理工程	●金属屑(交換機、鋼管柱、什器類等)・廃棄プラスチック ⇒解体・分別⇒ 基盤・金属・プラスチック ⇒ 金属商・製鉄所・製品工場へ売却 ●がれき類(コンクリート柱) ⇒ 粉碎⇒鉄筋・コンクリート ⇒ 製鉄所へ売却・路盤材として再利用 ●紙くず・木くず ⇒ 破碎、溶融固化 ⇒ 燃料・チップとして製紙会社へ売却

✓

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 24 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラ	金属くず	がれき類		
	排出量	44t	102t	2182t	t	t
	(これまでに実施した取組) 撤去通信設備: マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル 土木工事廃棄物: 道路掘削を非開削工法に実用化 お客様情報機器: 情報機器のリユース、電池・トナーのリサイクル オフィス廃棄物 : 什器類及びPCの再利用(リユース・リサイクル)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラ	金属くず	がれき類		
	排出量	44t	102t	2182t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 撤去通信設備: マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル 土木工事廃棄物: 道路掘削を非開削工法に実用化 お客様情報機器: 情報機器のリユース、電池・トナーのリサイクル オフィス廃棄物 : 什器類及びPCの再利用(リユース・リサイクル)					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃酸、廃プラスチック、金属くず、がれき類 ⇒クローズドループリサイクル
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃酸、廃プラスチック、金属くず、がれき類 ⇒クローズドループリサイクル

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（平成 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（平成 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（平成 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（平成 24 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラ	金属くず	がれき類		
	全処理委託量	44t	102t	2182t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	44t	102t	2182t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 撤去通信設備: マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル 土木工事廃棄物: 道路掘削を非開削工法に実用化 お客様情報機器: 情報機器のリユース、電池・トナーのリサイクル オフィス廃棄物 : 什器類及びPCの再利用(リユース・リサイクル)					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラ	金属くず	がれき類		
	全処理委託量	44t	102t	2182t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	44t	102t	2182t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>撤去通信設備: マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル  土木工事廃棄物: 道路掘削を非開削工法に実用化  お客様情報機器: 情報機器のリユース、電池・トナーのリサイクル  オフィス廃棄物 : 什器類及びPCの再利用(リユース・リサイクル)</p>						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。



